

法制度に関するワーキングチームにおける検討課題について(案)

● 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版(令和6年6月21日閣議決定)

抜粋

⑫海賊版に対する対策強化

日本のコンテンツの海賊版が生成 AI により学習されるおそれや、外国での被害も深刻化する中、国外犯処罰の導入検討も含め、国際執行を強化するとともに、日本企業による海外プラットフォーム買収等も活用しつつ、海外への正規版の流通を促進する。

インターネット上の海賊版の被害は深刻化しており、特に近年では、海外での侵害行為による被害も深刻である。一般的に、著作権侵害が行われた場合に、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられるが、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合以外にも日本の著作権法に基づき刑事処罰を行うこと(いわゆる国外犯処罰)を求める声がある。

本ワーキングチームにおいては、この点を踏まえ、国外犯処罰のあり方について、国外犯処罰を行うことの合理性、諸外国の法制における状況等を踏まえた方向性について検討を行う。

《論点》

- ・ 著作権侵害行為について国外犯処罰を行うことは、ベルヌ条約その他の国際条約上どのような考え方になっているか。
- ・ 諸外国の法制における国外犯処罰の導入状況はどうか。
- ・ 我が国の法制上、国外犯処罰についてどのように整理すべきか。

● その他

様々な技術の動向や、諸外国の著作権制度との調和、他の知的財産法制における議論の動向なども見据えつつ、必要に応じてテーマを設定する。